

第5回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨	
日時	令和3年5月18日(火曜日) 18時30分～20時05分
会場	太宰府市役所 4階大会議室
公開・非公開	公開(傍聴3人)
出席者	神武 綾 長谷川公成 大末精一 森口忠彦 吉長健二 高田千明 田中美佐子 出水 薫 嶋田暁文 上田節子 花田博幸(敬称略)
欠席者	藤本史子(敬称略)
次第	1、議事 (1) 事務局からの報告 (2) 自治基本条例の検証について 2、その他
議論内容	<p>1、議事</p> <p>(1) 事務局からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(会長) 資料1に関する事務局の報告について質問等はあるか。 →(委員) 特になし。 <p>(2) 自治基本条例の検証について 第5回-資料1 検討シート(運用の改善)</p> <p>①情報共有(情報公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(会長) 前回の審議会で出された意見をまとめている。追加でご意見はあるか。 →(委員) 特になし。 <p>②市民参画 1 広聴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(会長) 市民の意見で意見箱を設置して欲しいという意見があるが、現在はされているか。 →(事務局) 設置している。 ・(会長) 市民の意見で自治会との協力、市役所の開庁時間延長等について意見が出ている。自治会については今後改めて議論するが、市役所の平日の開庁時間の延長や土日の運用は現在どうなっているか。 →(事務局) 第2第4土曜日に、証明書の発行業務を中心に市民課や税務課関係の窓口を開けている。 ・(会長) その他、市民からの意見として個人が市に意見を伝えやすい方法を考えるべき等の意見があり、審議会の意見として意見が出しやすいシステム作りや意見を聴く側の努力が必要等の意見が出ている。それらに対し、これまでの審議会では地域に出向いて市民の意見を聴く、意見箱の意見と対応はホームページに公開するという改善案が出されている。これらを踏まえて、具体的な改善策等があればご提案いただきたい。 ・(A 委員) 広聴の体制が重要だと思う。以前、ある課長に伝えた意見を部長が把握していないことがあった。市民から意見が出た場合に、市役所の中ではどのように処理をすることになっているのか。例えば、各課横断的な委員会があって、そこで議論するのか。それとも、各課で個別に議論するのか。 →(事務局) 担当課で回答できるものは回答する等、提案される意見や質問等の内容によって取り扱いが変わる。ご意見を真摯に受けとめ、確認検討して回答する必要があると考えるが、徹底できていない部分があるというご指摘な

第5回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

ので、適切な仕組みづくりが必要と考える。

- (A委員) 担当課だけで解決できない問題もあると思う。また、意見を受け付けた担当者の姿勢によって、大切な市民からの意見が消えてしまうのも問題である。各課横断的な広聴委員会を立ち上げて議論し、提案者に回答するような体制を作って欲しい。
- (会長) 市民の意見箱等に出された意見と、各課に直接出された個別の意見の取り扱いは違うのか。
- (事務局) インターネットは、質問者の回答希望の有無に従って回答している。窓口で受けた意見への対応は、ご意見の内容による。その対応が職員の姿勢によって違うということがないような体制づくりは必要だと考える。
- (会長) 民間企業の場合は、消費者の声を聴く窓口を置いて、そこで基本的なことを処理しながら個別の担当課等に問い合わせ、お客様に対応していくが、行政でその形をとっているのはあまり聞かない。おそらく、個別の案件は担当課で検討しないと十分回答できないからだと考える。よって、広聴委員会を設ける案は、現実的ではないという印象を受ける。第4回審議会の議論で、太宰府市の現状として文書化が十分にできていないという実態が見えてきたことから、まずは受けた意見や組織として行った議論内容、その後の対応等を、きちんと記録する仕組みを作ることの方が大事であると考え。さらに可能なら、それをホームページで公開すべきである。大変かもしれないが、公開することで、無茶苦茶な問い合わせが減ると推測する。
- (副会長) 市民から質問があったこと自体も、その内容も、本来は太宰府市民が共有すべきものだと思う。そこで、書いた本人の責任を明確にするために実名での投稿を前提にして、掲示板のように質問や意見等のカテゴリーの中でホームページ上に書き込んだ意見が自動的に公開され、補足的に他の市民が質問や意見を重ねていくようなシステムの構築を提案する。そして行政は、それに対する庁内での対応をルール化し、回答を書き込むようにしてはどうか。危惧するのは、ある特定の職員と接する機会が多い市民が個別に意見を出した場合にそのこと自体が共有されないことであり、質問あるいは提案の段階から他の人にも共有できるようにルールの統一と共に、システムの統一もした方が良いと思う。
- (会長) 氏名まで出すのは市民の負担感が増すので検討が必要なところかと思うが、いろいろな方法が考えられる。システムを統一化して分かりやすくすることは一つの方法である。なお、市民からの意見の受け皿は議会が担うべき問題ともいえるので、もっと議会も活用していただければと思う。

②市民参画 2 市民公募のやり方

- ・ (会長) 職員からの意見で公募するけど応募がないという意見があるが、公募を実施していること自体が伝わっているのかということも吟味すべきである。応募があるように情報の伝え方等を工夫する必要があるかと思う。
- ・ (会長) 職員からの意見で会議の内容が専門的で公募に適さないという意見があるが、専門的であるならばそれに応じたやり方の工夫が必要である。最近、

第5回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

まったく知識の無い市民に対して内容に応じた学習の機会等を設けることが行われているが、それが十分に行われていないということが課題であろう。運用改善策として、「会議の内容の専門性に応じた市民参画の工夫」を追加する。

- ・(会長) その他、審議会からの意見として市民公募のやり方に対する疑問等が出ており、それらに対し、各審議会規則に市民公募を明記する、無作為抽出の委員選考は抽選ですするという改善案が出されている。追加で提案すべき具体的な改善策等があればご提案いただきたい。
- ・(B 委員) 市民公募は、広報だざいふやホームページでの告知以外にどのような方法をとっているか。
 - (事務局) 太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき無作為抽出で委員公募を行っており、対象者に直接郵送している。
 - (B 委員) 無作為抽出なので、審議会の内容や興味の有無に関わらず、広く告知ができると認識すればよいか。
 - (事務局) そのように考える。普段なかなか意見を言えない方等、幅広い方の意見を聞くために無作為抽出で実施している。
 - (会長) 前回の審議会で議論したが、太宰府市附属機関等の委員公募実施要綱は、市民公募と無作為抽出の思想が混在していて、どっちつかずとなっているので、改定が必要である。意見を持つ人に積極的に参加してもらう市民公募と幅広く市民の意見を反映する無作為抽出は一長一短があるので、両方併存が最適だと考えるが、それらが違うことを意識して制度設計する必要がある。そして、いずれの方法においても、行政が選考することは良くない。
 - (副会長) 市民の皆様の一般的な考えを聞くことと、関心があり積極的に発言される方の考えを聞くことのどちらも必要だと考える。どちらかだけでは「話し合い」をするのは難しく、両方が一緒に参加し、住民同士で気づきがあるような場にすべきだと思う。行政にとって厳しい意見を言う人でも、関心がある人を拒絶するのはいけないし、無作為抽出と言いながら面接を行い、行政にとって組みし易い方を選ぶのは恣意的であるため、話し合いの趣旨に合うような場を準備するというに徹した制度を作っていただきたい。その観点から今の太宰府市の要綱は早急に変えるべきである。
 - (会長) 補足だが、無作為抽出で選ばれた方は必ずしも関心や知識があるとは限らないため、先ほど述べたような学習の機会の提供等、参加のための事前準備を行わないと発言が難しいと考える。

②市民参画 3 多様な市民参画の機会

- ・(会長) 市民からは市民参画したいと思う仕組み作りの必要性や機会が少ないことに関する意見を頂いている。また、職員からは市民参画は費用と時間がかかるため頻繁に実施することが難しいとの意見が出ている。これに関してはその通りで、市民参画をやたらとすれば良いという話ではない。
- ・(会長) パブリックコメントを実施したが意見が出てこなかったという意見に関しては、パブリックコメントを出すときの資料提供の仕方、実施の周知方法に工夫の余地があるのではないか。

第5回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

- ・(会長) 意見交換会の参加者が固定化しているという意見に関しては、行政が呼ぶ人が固定化している可能性と地域の担い手が固定化しており、新しい人材の確保が出来ていない可能性がある。また、参加者が会場の雰囲気を見て帰ってしまうというのは、場の作り方に工夫が必要だという事だと思う。多様な市民参画の機会を作ることにに関して委員の皆様からご意見や改善策があれば発言をお願いします。
- ・(A 委員) 太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の第4条第3号に「女性委員の構成割合は40%を目指す」という努力目標が出ている。現状として、どうなっているか。
 - (事務局) 全審議会の女性構成員の平均割合は26.9%である。委員の推薦については、女性委員の構成割合を高めるように指針を出しているが、専門性等の課題があり、現実には達成できていない。
 - (会長) この要綱はどこが所管するのか。
 - (事務局) 女性委員の構成割合に関しては人権政策課が所管する。
 - (会長) 40%を意識していただくために、人権政策課で審議会の状況をチェックして頂き、毎年それを達成できていないところへは個別に呼びかける必要がある。
 - (事務局) 人権政策課が毎年ヒアリング等をして確認している。その上で各課とも審議会立ち上げの際、団体推薦がある時は、女性の推薦を呼び掛けている。
 - (会長) その結果が26.9%であるならば、40%を目指すためのさらなる改善策は、どう考えているか。
 - (事務局) まさに悩んでいるところである。市民公募枠の中で女性を入れる方法もあるだろう。また、各団体の推薦は、団体の役員が推薦されることが多いので、そのあたりも改善の余地はあるかと思う。
 - (副会長) 太宰府市男女共同参画推進条例が制定されているため、そちらの推進委員会で議論すべき議題である。参考に筑紫野市の例をあげると、条例に基づいて、団体推薦は役職に限らず男女が同数になるように調整している。また、男女を同数にするために市民公募で女性を多くとることも政策的に不合理なことはないし、不平等にはならないと思う。
 - (会長) 副会長がおっしゃった方法もあるだろう。なお、市民公募委員で男女比を調整する案に関しては、今の人数枠の中で女性を増やして調整するよりも、現在の枠に追加して女性専用枠を増やす方が良いと考える。
- ・(C 委員) 市民参画の取り組み状況として、どのような市民説明会やワークショップが行われたか、そしてどういう結果になったかを示してほしい。市の政策がどのように流れていくのかが分からないと、市民参画が一時的な取り組みになってしまうことを危惧する。
 - (事務局) 市長と語る会等で意見を頂き、市政に反映させている。また第5次総合計画を作成する段階でもワークショップをやった経緯がある。
 - (C 委員) 市民が意見を言っても、まちづくりの観点で進んでいないように思っていて、はたして市民参画が活かされているのか疑問を感じる。

第5回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

- (会長) 市民参画の機会があったとしても、それを踏まえて、どう処理して、どう活かされているのか分からない。または、前提としてまちづくりの方向性が明確に示されていないがために、議論が散発的になってしまい、何を議論し、何に活かされたかが分からなくなっているということかと思う。つまり、市民参画の機会を設けるのは良いが、市民参画が有意義になるための条件は整っているのか、という重要な指摘である。
- (事務局) 第1回審議会資料5に平成29年度から令和元年度の市民参画の状況を載せている。
- (会長) 実施回数や参加数というより、どのようにやったかが論点である。単発での実施となると、アリのバイ的に市民参画が使われていて、反映されていないのではないかというご指摘である。方法としての反省点や改善点を、行政はどのように考えるか。
- (事務局) 単発的なものが多く、議論を尽くして内容を深めるところまで至っていない状況と考える。
- (副会長) 「広聴」の回数を尋ねているのではなく、「多様な市民参画の形がどのように実現されるのか」という委員からの問いだと思う。条例における市民参画の定義は「市の政策立案等の過程において市民が責任を持って主体的にかかわることをいう。」なので、市民参画といった場合は単に意見を伺うということではないと思う。では、多様な市民参画を如何なる形で実現しようとしているのか。なお、委員は行政にお尋ねされているが、条例の趣旨からすると、市民側からもアイデアを出すべきであろう。
- (会長) 「広聴」と「市民参画」は違うものであり、単に意見を聴くだけだったら「広聴」である。そもそも「市民参画」と言っているが、それは「広聴」のレベルにとどまっているのではないかというご指摘だと思う。「市民参画」といった場合に、市民から意見が出て、行政が答えて、またそれに対して市民から意見が返ってくるような、市民と行政のコミュニケーションが最低でも一往復半必要ではないかと思う。そして、市民同士の議論が重要な要件になる。そのため、単に行政が説明して意見を受け付けるだけでは、市民参画は実現できない。こういった形でやっていくのかは、行政の宿題だが、市民からの提案もあり得る。
- ・ (D 委員) パブリックコメントを実施する場合、自治会を通して周知してはどうか。自治会は月1回定例会をやっているので、周知が徹底できると思う。
- ・ (副会長) 政策過程において議会は重要な機関の1つであり、議会による市民参画は、非常に重要な回路である。本条例に規定する議会の役割においても、議会基本条例においても市民参画の推進がうたわれているので、多様な市民参画といった場合、議会を巻き込む形で、ないしは市民・議会・行政の3者が一緒にやるということをもっと市民の皆様から提案し、検討して良いのではないかと思う。
- (会長) 私ももっと議会を重視すべきだと思う。全国的な傾向として議会報告会はやられているが、他にも、テーマを設定して関心がある市民と意見交換をする政策会議や、委嘱した市民に議会運営に対する要望・提言を述べても

第5回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

らう議会モニター制度、市民と協力して政策作りに取り組む議会サポーター制度等いろいろな取り組みが行われている例がある。議会が積極的に取り組みれば行政も動くので、市民参画の機会を増やすカギは議会にあると言える。また、例示した方法は行政にも適用できるので、いろいろな方法を考えていただきたい。

- ・(E 委員) 市長と語る会や議員との懇談会等を、区でやったことはあるが、単なる表面上の話し合いで終わっていて、それを成し遂げようという姿勢がないように感じる。市民から意見を出しても、結局は財政上の問題でできないで終わっており、何とか工面しようという姿勢や具体的な目標がないのに「参加して欲しい」と言っているような印象を持っている。また、女性の参画については、区の役員においても女性の割合 40%を目標という形で協力を求めていければ、女性が増えるだろう。地域の行事から女性の参加を呼びかけていったら良いと思う。
 - (会長) 抽象的に「意見を言って欲しい」と言われても、結局、要望しかあがってこない。要望事項は、だいたい資金が必要になるので、実現できないという悪循環に陥りやすい。やはり、具体的なテーマを設定し、議論する場を作ることが大事で、掘り下げるという意味では、一回きりではなく複数やる必要がある。
 - (副会長) 本審議会の中で行財政改革のチェックが中断している状態であることが判明しているが、会長がおっしゃっているようなことは、外部評価と紐づけて実施することは有効だと考える。つまり、住民自身が学ぶ場と議論ができる場が必要であるならば、「市政の中で進行しているものについてどう考えていくか」ということをテーマに議論が行える環境を作っていくことは、工夫次第だが、外部評価に引っ付けて行うことはあり得るのではないか。これは、太宰府市としても検討して頂きたいし、市民の皆様にも、主体的に検討していただければ一つの解決策となると思う。
 - (会長) 太宰府市に協働事業提案制度はあるか。
 - (事務局) ない。
 - (会長) 協働事業提案制度というのは、市民が提案するだけではなく実行にも関わることで責任を持ち、行政はその活動をバックアップするという仕組みである。無責任に意見を言うだけにならない仕組みもいろいろあるので考えていただければと思う。
- ・(F 委員) 観光ビジョンの策定に委員として関わったが、この取り組みをこれからどういうふうに進めていくのかの情報が発信されていない。積極的にビジョンや総合計画の方向性は示して欲しいと思う。
 - (会長) 市民参画でできた計画等が、どう実行されたのかということで、まさに政策立案だけではなく、実施過程での参画が大事というご指摘だと受け止める。そこは大事なポイントだが、現状はどうなっているか。
 - (事務局) 計画段階では市民から意見を聴くが、実施段階ではその管理や予算関係等の事情もあり、積極的に公表できていない状況である。
 - (会長) 情報なくして参画なしであるため、今後は実施状況をきちんと公開し、

第5回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

参加してもらいながら、施策や計画を実現することが必要である。与えられた仕事を日々こなす中で、掲げた目標を実現するのが後回しになりがちであるが、制度的な工夫を通じて、着実に目標を実現することを考えて欲しい。

- (事務局) 総合計画では、数値目標を掲げており、内部で施策評価を行い、実施状況とあわせて公表している。しかし、それがどこまで市民に周知されているかは課題である。
- (副会長) 情報に関して、庁内で何を公開するのか、逆に何を公開しないのかの統一基準は存在するのか。本条例の第14条「情報提供及び情報公開並びに個人情報の保護」の規定を踏まえれば、公開できないものが何なのかというネガティブリスト、ないしは公開してはいけないものが何なのかを決めた規則があることが、本来のあるべき姿だと思うが、そういう仕組みはできているか。また、そのような合意なり規則はあるのか。
- (事務局) ネガティブリストは作っていない。その都度、判断している。
- (会長) その都度の判断は行政に都合が悪いものは出さないという感じに見えるので、原則として公開することとし、ネガティブリストを作成すべきだと思う。
- (事務局) 基本的には公開するという姿勢で常に対応している。しかし、明文化はしていない状況である。
- (副会長) 姿勢というのは職員によって理解も発想も違う。前回は議論した「文書主義が徹底されていないこと」と共通するが、明文化された規則がなければ、恣意的に処理されてしまう。本条例の精神からすれば、原則公開であり、あらゆる情報は市民の共有財産である。そうであるならば、ネガティブリストを作るべきだと思う。
- (会長) 議論を整理すると、情報公開の場面において公開してよいか、よくないかの次元と、情報を積極的に出すか、出さないかの次元に分かれると思う。まず情報公開の場面において、ネガティブリスト以外は原則として出す。それとは別に、情報、とりわけ執行状況や実施状況の情報は積極的に出すという話である。先ほど、総合計画は指標を出しているという説明があったが、総合計画はかなり大きな指標なので、個別施策の情報が示されないと、具体的な提言に繋がらない。個別施策分野における政策の執行状況に関する情報を出していただき、それに対して市民が意見を言える場を設けることで、行政は緊張感を持って政策の実施にまい進していただけるのではないかとと思う。
- (G 委員) こんな時代だからこそネットをもっと活用すべきと思う。市の公式 SNS の QR コード情報が、広報だざいふの後のページの下部に載っているが、もっと周知するために表紙に載せてもいいだろう。
- (H 委員) 市民参画の中で、職員が自治会やボランティア団体等の市民活動の場に参加して意見を吸い上げることも一つの方法としてあるだろうと思う。
- (I 委員) 審議会等の女性委員の構成割合の目標である 40%を達成するために、市民公募枠で調整してはどうかという話があったが、委員の区分の取り方を変えることも考えてはどうかと思う。また、多様な意見を聞くために 40%を目

第5回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

指すべきだと思うが、必ず40%を達成しないといけないということではなく、40%を達成できない理由を説明できれば良いと思う。そして、市民参画で議論が進まないという話があったが、多様な意見が委員から出てくる中で、行政側がその場で即答できないこともあるだろう。その場合は、後々報告する仕組みができればいいと思う。

- (会長) 確認だが、「区分」とはどういうことか。
- (I 委員) 審議会の委員構成に議員や自治会関係者等の枠組みがある。例えば、本審議会は、会長と副会長のどちらも男性だが、専門的な知識を持った方に参加していただいているためと説明できればいい。また、自治会の会長はほぼ男性であるから、女性に自治会の役員になってもらうためにはどうしたらよいか、私たち市民がどういう形でバックアップすべきか、ということを考えることも必要だろう。
- (会長) 数値目標が達成できなくても、説明責任を果たすことが一つの対応になり得るということだと思う。とは言え、世の中の半数は女性なので、40%を目指していくことは大切であり、それを達成するためにいろいろな方法を考えていただければと思う。
- (B 委員) 女性の参加について、家庭の事情で会議等に出にくいということがあるだろう。例えば、子育てしていても参加できるような環境づくりを考えて、託児の体制や土日の開催も考えていくべきだろう。議会でも意見交換会をする時には託児体制をとるようにしている。
- (会長) 環境整備がないと市民参画は容易には進まない。審議会の場において託児等の環境条件の整備はやっているか。
- (事務局) 講演会のように多数の市民が参加する事業では託児等を設けたりしているが、審議会ではまだできていない状況である。
- (会長) 「参加しやすい環境整備に努めるものとする」というルール化ができればいいと思う。
- (会長) 時間がきたので、本日の審議はここまでとする。本日は②市民参画まで議論が終わったので、次回は③コミュニティ(協働)から進めていく。本日の審議は以上とする。

次回の予定

第6回太宰府市自治基本条例審議会
 日時：令和3年6月22日(火曜日) 18時30分～
 場所：太宰府市役所 4階大会議室